

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
吉岐市	勝本地区 （東触・仲触・西戸触・大久保触・坂本触・北触・新城東触・片山触・新城西触・勝本浦）	R2.3.24	R4.1.14

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	404.15 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	216.99 h a
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	236.22 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	28.71 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	10.67 h a
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	79.965 h a
(備考)	

2 対象地区の課題

勝本地区は、集落営農法人4法人（農事組合法人 勝本・勝本東・翠・中嶋田）、集落営農組織2組織（勝本北生産組合・新城東生産組合）が活動している。

認定農業者は肉用牛主体の経営が多い。圃場の大区画など基盤整備を検討している地域（崎新田・勝本西部地域）もある。

今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積よりも、後継者が不在となり出し手となる農地が多くなる可能性もあるため、集落営農を中心に農地の効率的利用を推進していく必要がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

東触の農地利用は、集落営農法人の（農）勝本東を中心に認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

仲触の農地利用は、集落営農法人の（農）中嶋田を中心に認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

西戸触の農地利用は、集落営農法人の（農）翠を中心に認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

大久保触の農地利用は、集落営農法人の（農）勝本を中心に認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

坂本触の農地利用は、集落営農法人の（農）勝本を中心に認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

北触の農地利用は、集落営農組織の勝本北生産組合を中心に認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

新城東触の農地利用は、集落営農組織の新城東生産組合を中心に認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

片山触の農地利用は、中心経営体である認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

新城西触の農地利用は、中心経営体である認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

勝本浦の農地利用は、中心経営体である認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、85筆 78,493㎡となっている。

共同化に向けた取り組み

東・大久保・坂本・仲・西戸触で集落営農法人が立ち上がり、共同作業や機械の共同利用が進んでいる。
新城東・北触においても集落営農組織があるため、共同化に向けた取り組みを推進・検討する予定である。

農地中間管理機構の活用方針

大久保・坂本・西戸・勝本東地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

後継者・新規参入者確保に向けた取組方針

農業従事者の減少を見据え、後継者の確保・育成を図り、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進する。

基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、崎新田、勝本西部地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の検討を行う。

地区全体で、小規模な基盤整備は検討・推進する。

新規・特産化作物の導入方針

集落営農法人を中心に米、麦、大豆、飼料作物のブロックローテーションに取り組む。

鳥獣被害防止対策の取組方針